

鳴尾浜臨海公園南地区再整備事業事業者選定支援業務に関する質問への回答

番号	質問事項	回答
1	業務実績として「都市公園を事業対象とした業務」とありますが、施設整備の要件に都市公園が一部含まれている（複合施設整備において、都市公園の整備が含まれている）実績は対象として問題ないでしょうか。	ご認識のとおりです。
2	「企画提案書に沿ったプレゼンテーションを行うこと。」とありますが、プレゼンテーションの内容は企画提案書のみで、実施計画書に関する内容（本業務に関する基本的な考え方、実施内容、業務工程表等）は含まれないという理解でよいでしょうか。	実施計画書に関する内容（本業務に関する基本的な考え方、実施内容、業務工程表等）は提出書類にて確認させていただきますが、当該内容についてプレゼンテーションを行うことは妨げません。
3	「追加資料及び資料の差し替えは認めない。」とありますが、企画提案書の内容を簡条書き等で簡素化したパワーポイントを作成し、そのパワーポイントでプレゼンテーションを行うことは不可という理解でよいでしょうか。可能の場合、事前提出は必要でしょうか。	企画提案書の内容をパワーポイントでプレゼンテーションを行うことは可能です。またパワーポイントのスライドを紙媒体で配布を希望する場合は、A4用紙に印刷（1ページにつき2スライドもしくは4スライド、2ページ以上の場合は両面印刷）し、プレゼンテーション審査当日に9部提出してください。
4	旧リゾ鳴尾浜の建築施設は、解体・除去が前提と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	海づり広場に建築物を建てることは可能と考えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6	業務対象エリアに隣接する東駐車場は、今後も駐車場として利活用できるという理解でよろしいでしょうか。	別紙1に記載されている「調査対象地」枠内の各施設が再整備事業の対象です。
7	審査内容の「②実施体制」に記載されている「管理技術者の経験が20年以上である」とは、「管理技術者として従事する技術者の経験年数が20年以上である」との認識でよろしいでしょうか。	管理技術者の資格取得前の実務経験を含めて20年以上が対象です。
8	リーガルチェックに要する費用は、業務の契約金額に含まれるでしょうか	ご認識のとおりです。